

しょう しゃそうだん せんたー とも に 障がい者相談センター ともに

じ ぎょう しょ がい ぼう 事業所概要

うんえいしゅたい 運営主体

とくていひえいりかつどうほうじん みたか かい
特定非営利活動法人 三鷹はなの会

たいしょうしゃ 対象者

みたかし きんりんし すま かい
三鷹市(または近隣市)にお住いの方
おも ちてきしょう かい
主に知的障がいの方



さーび すていきょうじかん サービス提供時間

ようび げつようび きんようび
曜日：月曜日～金曜日

じかん
時間：9：00～17：00

しゅくさいじつ か ききゅうぎょうひ ねんまつねんし のぞ
(祝祭日・夏季休業日・年末年始は除く)

りょうりょうきん 利用料金

りょうしゃ かい ひようふたん
利用者の方の費用負担はありません

とくていそうだん しょうがいじそうだん けいかくそうだん ないよう 特定相談・障害児相談(計画相談)内容

しょうがいふくし さーび す りよう とき ひつよう
◎障害福祉サービスを利用する時に必要な

さーび すとうりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく
「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」

さくせい
を作成いたします。

さーび す ていきかくにん もにたりんぐ
◎サービスの定期確認(モニタリング)や

さーび すていきょうじぎょうしょ し くちょうそんとうかんけいきかん
サービス提供事業所や市区町村等関係機関と

れんらく ちょうせい そうだんとう
の連絡・調整・相談等

おこな
を行います。



たてもの かい
*ともに建物3階になります。

えれべーター じむしょ そうだんしつかんび
*エレベーター・事務所・相談室完備。



- ★吉祥寺駅から **明 星 学 園 入 口** または **下 連 雀** より徒歩2分
- ★三鷹駅から **ジブリバス** にて上記バス停より徒歩2分
- もしくは市役所前下車、吉祥寺駅行きに乗り換え、
上記バス停より徒歩2分

お問い合わせ

☎0422-24-8223

月～金 9:00～17:00

(祝祭日・夏期休業日・年末年始は除く)

特定非営利活動法人 三鷹はなの会



障がい者相談センター **ともに**

事業所番号 1332701174(者)1373600210(児)

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀1-8-22 3F

TEL 0422-24-8223 FAX 0422-24-8225

E-mail: tomoni@hanano-kai.jp

ホームページ: <http://www.hanano-kai.jp>

していとくていそうだんしえん していしょうがいじそうだんしえん
指定特定相談支援・指定障害児相談支援

しょう しゃそうだん
障がい者相談センター

ともに



ともにとは？

誰たれもが生きい生きいとした人生じんせいを

送おくることができる社会しゃかい、

障しょうがいのある人ひともない人ひとも、

支ささえる人ひとと支ささえを受ける人ひとにわかれることなく

「ともに」支ささえ合あいあえる社会しゃかい、

「共生社会きょうせいしゃかい」を目指めざしていくこと、

それが「ともに」の事業所じぎょうしょの理念りねんであり、

事業所名じぎょうしょめいの由来ゆらいでもあります。

地域社会ちいきしゃかいの一員いちいんとして、

皆みな様の暮らしくを「ともに」考かんがえていく、

それが、障しょうがい者しや相談そうだんセンターともににです。



けいかくそうだんしえん なが 計画相談支援の流れ

1. 相談受付



2. 計画作成依頼と契約

3. アセスメント(面談)

4. 計画(案)作成

5. 役所提出・支給決定



6. サービス担当者会議
(意思決定支援に基づく)

7. 計画作成と同意

8. サービスの実施

9. モニタリング

10. 再アセスメント
(面談) or 終了



* 上記計画とはサービス等利用計画・障害児支援利用計画のことです。

けいかくそうだん 計画相談のはてな??

サービス等利用計画ってなに？

障害のある人や家族が困っていることや、希望する暮らしぶりなどをどのようなお手伝い(支援)をすればよいか、まとめた書類のことです。

意思決定支援ってなに？

自分のことは自分で決めるといおう、障害のある人の「自己決定」をお手伝いすることです。

障害福祉サービス利用の流れ

役所窓口での手続き

障害支援区分の判定

サービス等利用計画の作成

役所での決定

受給者証の交付

※ 障害支援区分が必要の場合



モニタリングってなに？

定期的に相談員が生活の様子を見に行くことです。計画通りにサービスが実施されているか、決められた期間に状況を確認(効果の分析や評価)をし、必要に応じて見直しを行います。

相談者はどんな人？

相談には専門の相談支援専門員が対応し、相談の内容は秘密厳守します。

